

2023 年 7 月号

## サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）の最新の实务動向

I. SLL の発展とサステナブルファイナンス

II. SLL の最近の傾向

III. 海外契約実務の進展と国内実務

IV. SLL の発展形

森・濱田松本法律事務所

弁護士 末廣 裕亮

TEL. 03 6266 8570

[yusuke.suehiro@mhm-global.com](mailto:yusuke.suehiro@mhm-global.com)

### I. SLL の発展とサステナブルファイナンス

サステナブルファイナンスのうち融資形態の代表例である、サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）は、特有の実務形成が見られ、課題も指摘されています。

2023 年 5 月、シンジケートローン等に関する国際的な業界団体である LMA（Loan Market Association）は、SLL の契約条項雛型を会員向けに公表しました。これまで同様の業界団体である APLMA（Asia Pacific Loan Market Association）・LSTA（Loan Syndication and Trading Association）もタームシートや契約条項の雛型を会員向けに公表しており、SLL の契約実務に関し、国際的には一定の到達点に達したと言えます。

サステナブルファイナンスは、ESG 投資やグリーンボンドに代表される SDGs 債等が当初発展しましたが、国内の企業金融においては間接金融の比重が大きく、SLL をはじめとする融資形態も重要です。融資形態の場合、当事者の協議を踏まえて契約において諸条件が定められるため、柔軟な商品設計が可能であり、また、実務上の課題解決に直接アプローチし易い側面があります。

SLL に限らず、同様に実績が積み上がっているグリーンローンや、発展形としてのポジティブ・インパクト・ファイナンス、脱炭素社会の実現/GX のためのトランジションファイナンスやブレンデッド・ファイナンスなど、サステナブルファイナンスは多様化・進化を遂げています。一方で、実務的な課題については共通する部分も多く、SLL の実務における問題意識は、こうした他のファイナンス形態に取り組む上でも参考になる部分は多いと言えます。

本稿では、このような SLL の最新実務の動向を説明します。

### II. SLL の最近の傾向

#### 1. SLL の概要

##### (1) SLL とは

SLL は、借り手と貸し手の合意に基づき、温室効果ガスの排出量などのサステナビリティに関わる指標（KPI）について、〇年までに〇%削減するといった具体的な

## BANKING / STRUCTURED FINANCE / SUSTAINABILITY BULLETIN

目標（SPTs=Sustainability Performance Targets と呼ばれます）を定め、その目標の達成・未達に応じて金利等の融資条件が変動することを内容とする融資です。

SLL は、調達資金の用途が限定されるグリーンローン等と異なり、調達資金を運転資金（一般事業資金）に充てることができるため、国内外において急速に取組実績を伸ばしています<sup>1</sup>。SLL を導入するメリットとして、借り手は SPTs の達成状況に応じて金利条件等が良化することで経済的な恩恵を受けられること、貸し手・借り手双方において、サステナビリティ経営の高度化や ESG 融資の取組みとして位置付けられること、それを内外にアピールすることで社会的な支持を得られることなどが挙げられます<sup>2</sup>。

## (2) ガイドライン

SLL には、法律上の明確な定義や要件が存在しません。しかし、国際的には、LMA 等が策定した Sustainability Linked Loan Principles（SLLP）が、SLL のフレームワークを示す自主的なガイドラインとして、マーケットで参照されています。また、これらを受けて、国内でも、環境省が「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（環境省ガイドライン）を策定し、SLL に取り組むにあたっての基本的な枠組みを示します。

環境省ガイドラインや SLLP に法的拘束力はなく、これらに従わないことによる罰則等はありません。もっとも、SLL が備えるべき事項として実務上依拠すべき一定の枠組みを示すことにより、市場参加者におけるこれら融資取引の導入をサポートし、グリーン・ウォッシュやサステナビリティ・ウォッシュと懸念される融資取引に対してマーケットの牽制を働かせることが期待されています<sup>3</sup>。

SLLP は、2021 年 5 月に大幅な改訂がなされ、SPTs・KPI の設定や検証を厳格にする方向で内容が見直されました。環境省ガイドラインも 2022 年 7 月に同様の改訂がされています。

## 2. 近時の動向

### (1) SPTs・KPI

SPTs に用いられるものとして多いのは、温室効果ガスの排出削減量や再生可能エネルギー発電関連設備の設置数を KPI とし、SPTs として一定の数値目標を設定するなど、環境課題の解決を目的とするものです。他方、女性管理職の比率や外国人・

<sup>1</sup> 環境省グリーンファイナンスポータル (<https://greenfinanceportal.env.go.jp/>) によれば、国内組成額（件数）は、2021 年に約 3,580.5 億円（59 件）、2022 年に約 6,573.32 億円（241 件）となっており（2023 年 6 月 19 日現在の情報）、国外組成額（件数）は、2021 年に約 2,259 億米ドル（285 件）、2022 年に約 2,683 億円（442 件）となっています（2023 年 6 月 18 日現在の情報）。

<sup>2</sup> 後述の環境省ガイドラインに SLL 導入のメリットがまとめられています（同ガイドライン 3 章 1 節 2.）。

<sup>3</sup> これらは、サステナビリティ・リンク・ボンドに関し、環境省が公表した「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」や、国際的に参照されている Sustainability Linked Bond Principles と同様の位置付けです。

## BANKING / STRUCTURED FINANCE / SUSTAINABILITY BULLETIN

障がい者の就労支援人数等を KPI とする、ESG の「S」に関する SPTs を設定するケースも増加しています。

SPTs に用いられる KPI には、導入コストを抑えるため、借り手が（SLL 導入前から）サステナビリティレポート（CSR 報告書）や統合報告書等で公表している指標を利用する例が多く見られます。このような KPI の利用自体は問題ないですが、借り手が従来からの取組みを継続すれば容易に達成できるような SPTs を設定すると、SLL の目的にそぐわず、場合によってはサステナビリティ・ウォッシュとの批判を受けかねません。既述の SLLP や環境省ガイドラインの大改訂は、このような問題意識を背景にしたものであり、改訂後は、「野心的」な SPTs の設定が必要であることがより明確化され、強調されています<sup>4</sup>。また、SPTs の達成状況に関する貸し手へのレポート（少なくとも年に 1 度以上）は SLL が備えるべき要素の 1 つですが、SLLP や環境省ガイドラインの改訂により、借り手は、各 KPI の SPTs に対する達成状況について、少なくとも年に 1 回、独立した外部機関による検証を受けることが必須とされ、その後の案件組成に大きな影響を与えました。近時は、SLL や他のサステナブルファイナンスの需要が急増する中で、対応可能な外部機関が確保できるかも実務課題となっているようです<sup>5</sup>。

## （2）連動する融資条件

SPTs の達成・未達成により連動する融資条件は、国内外を問わず金利条件とするものが一般的です。具体的には、金利（スプレッド）の数値が、直前の判定期における SPTs の達成・未達成に応じて決められます。多くの事例で複数の SPTs が設定されており、金利変更のメカニズムが複雑になる場合もあるため、融資契約上明確に合意しておくことが必要です。

先行事例における傾向として金利の増減幅は限定的と言えます。一般論として、金利（スプレッド）の水準は、融資の回収可能性（リスク）と表裏の関係にあります。そのため、現状の SLL の実務傾向は、借り手によるサステナビリティ経営の高度化を、借り手の企業としての収益力ひいては融資の回収可能性といった与信判断の要素に直接取り込むまでには至っていないことを示唆します。もっとも、SLL の歴史はまだ浅く、将来的には、融資金融機関におけるサステナビリティの評価手法や評価プロセスの発展とともに、このような傾向が変化する可能性もあります。

SPTs が未達の場合には、金利の増加ではなく、一定の金額を NGO 等の団体に寄

<sup>4</sup> 具体的には、「それぞれの KPI における重要な改善を表し、『BAU : Business as Usual（当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）』の軌跡を超えるものであるべき」、「可能な場合においては、ベンチマークや外部参照値と比較可能であるべき」、「借り手の全体的なサステナビリティ／ESG 戦略と整合しているべき」、「ローン開始前又は開始時にあらかじめ定められた時間軸に基づいて決定されるべき」とされています（環境省ガイドライン 3 章 2 節 2 参照。SLLP にも同様の記載があります。）。

<sup>5</sup> 本文に述べたとおり、SLL は、借り手における準備やそれを前提とした仕組み作りに一定のハードルがあり、中小企業には利用しにくい側面もあります。これに対し、経済的なリターンとサステナビリティに関するインパクトの両方を追及するポジティブ・インパクト・ファイナンスは、SLL に比べて、貸し手側が主導して仕組み作りをする側面が強いこともあり、近時は、地域金融機関による中小企業向け融資の利用例が増加しています。

## BANKING / STRUCTURED FINANCE / SUSTAINABILITY BULLETIN

付するといった枠組みとするケースもあります<sup>6</sup>。この点、具体的にどのような団体に寄付をすればよいか、(金利の増加という直截なペナルティと異なり) 寄付という方法がサステナビリティ目標の実現に実質的に寄与するものとなるかといった点について、貸し手と借り手の間の協議事項になると考えられます。

### Ⅲ. 海外契約実務の進展と国内実務

#### 1. 海外契約実務の成熟

SLL は、SPTs の達成・未達成に金利等の融資条件が連動するため、融資契約において、この連動のためのメカニズムが規定されます。そのため、他のサステナブルファイナンスの類型と比べても契約内に特有の条項を多く含み、特に海外においては特徴的な実務形成がなされています<sup>7</sup>。

##### (1) 契約違反時の取扱い

一例としては、SPTs 達成状況の報告義務など、SLL 特有の契約条項に違反した場合の取扱いが挙げられます。通常、融資契約上の義務違反は、期限の利益喪失事由として、貸し手に債権回収・権利行使の基礎を与えることとなります。しかし、海外の契約実務においては、SLL 特有の契約条項はあくまでも SLL としての機能(融資条件の連動)との関係でのみ求められているという発想に立つものが多く見られます。たとえば、SPTs 達成状況に関する報告義務について、その内容に誤りがあったとしても、正しい SPTs の報告及びこれに基づく金利の再計算・精算を行うのみとし、期限の利益喪失事由に該当しない旨を明記する例があります。このように SLL 特有の契約条項への違反が期限の利益喪失事由を構成しないとする場合も、別途「サステナビリティ」や「サステナビリティ・リンク・ローン」等と対外的に表示することを禁止する規定が設けられることもあります。

##### (2) 事情変更時の取扱い

案件組成後の事情変更により、KPI が利用できなくなる(又は指標として不適切になる)など SPTs が機能しなくなる場合についての対応も論点の一つです。このような事情変更としては、技術革新や外部機関による評価方法の変更、借り手のビジネスモデルの変更や M&A などが考えられます。海外の SLL の融資契約では、このような事情変更が生じた場合に備え、契約変更のための協議のプロセスや変更要

<sup>6</sup> 日本銀行「金融システムレポート」(2023年4月号)67頁では、債券型の商品であるサステナビリティ・リンク・ボンドの多くが、SPTs 未達時の取扱いとして排出権の購入や第三者への寄付など投資家の利得に変化が生じない商品設計であることが示されています。これに対し、現在のところ、SLL においてはこのような商品設計は少数派のようです。

<sup>7</sup> 本文の以下で述べた契約実務上の問題意識は、必ずしも SLL に特有のものではなく、グリーンローンやその他のサステナブルファイナンスにおいても共通するものです。SLL が、SPTs の達成状況と融資条件を連動させる商品設計であるため、一足先に実務の成熟が見られてところですが、他の種類のサステナブルファイナンスの実務にも影響を与え得ると考えられます。

## BANKING / STRUCTURED FINANCE / SUSTAINABILITY BULLETIN

件などを契約条項として定めるケースもあります<sup>8</sup>。今後は、こうした条項の実際の運用がどのように行われるかが、実務的な関心事になると考えられます。

### 2. 国内実務の傾向

上記のような海外の実務に対して、国内実務においては、海外と同水準の各種の契約条項を設ける融資契約は珍しく、また、業界団体などによる汎用性のある日本語の契約雛型も見受けられません。そのため、融資契約上は、SPTs の達成・未達成に金利等の融資条件が連動することやレポーティングに関する最低限の規定のみを設ける例が多いところです。もっとも、国内で組成される SLL についても、国際的なガイドラインに準拠して作成されるのが一般的であるため、海外における契約実務の成熟が、今後、国内実務においても影響を及ぼし得る可能性は否定できません。また、融資契約後に不測の事態が生じた場合、どのように契約書内外の処理を行うかは、国内においても実務上の関心事になると考えられます。

## IV. SLL の発展形

### 1. サステナブル・サプライチェーン・ファイナンス

SLL は、国内外において実績を伸ばしていますが、実務の進展とともに、その発展形や派生形というべき取引も見られるようになりました。ファクタリングないし債権流動化の手法を利用した、サステナブル・サプライチェーン・ファイナンス (SSFC) もその一つと言えます。

典型的なファクタリングにおいては、バイヤー（大企業を想定）・サプライヤー（大企業に原材料などを供給する中小企業を想定）・金融機関の三者が当事者となり、サプライヤーがバイヤーに対して有する売掛債権を、その支払期限よりも前に金融機関が買い取ることで、サプライヤーは資金調達を行います。金融機関による売掛債権の買取りについては一定の手数料（金利に相当）が発生しますが、SSFC では、サステナビリティに関する目標が達成されると、手数料（割引率）がサプライヤーに有利なものとなります（この点は SLL と同様のメカニズムということになります。）。サステナビリティに関する目標は、バイヤーの（サプライヤーを含む）サプライチェーン全体としての目標として、バイヤーが主導的に取組みを行うものが想定されます。

SSFC については、国内外における実績はまだ多いとは言えません。しかし、温室効果ガス排出量の削減（Scope 3）などに関し、大企業におけるサプライチェーン全体の管理が一つの課題として認識される中で、サプライチェーンに属する中小企業がメリットを受ける形で上記の課題を解決する手法として、興味深いものと言えます。

<sup>8</sup> SLLP の Guidance では事情変更に伴う KPI・SPTs の見直し、契約変更に関する条項（rendez-vous clause）の設置について明示的に言及されています（Guidance on Sustainability-Linked Loan Principles（2023年2月版）3 B.III.b）。

## BANKING / STRUCTURED FINANCE / SUSTAINABILITY BULLETIN

## 2. サステナビリティ・リンク・LBO ローン

典型的な SLL は、企業の運転資金を資金用途とするコーポレートローンとして組成されますが、必ずしもその形態に限る必要はありません。他の種類のローンとの組み合わせとして、プライベート・エクイティ・ファンド（PE ファンド）<sup>9</sup>などが企業買収時の資金調達のために利用する LBO ローンと SLL の組み合わせが一例として挙げられます。

LBO（Leveraged Buyout）は、レバレッジ効果により投資効率を高めるため、買収者が、自己資金であるエクイティだけでなく、外部からの借入れすなわち LBO ローンにより調達した資金により、買収対象である企業の株式又は事業を取得する取引です。通常のコーポレートローンに比べて借入比率が高いことから、融資契約上、買収対象の事業に関する様々なモニタリング規定（財務コベナント、財務/業績等に関する報告義務、各種の不作为/作為義務等）が設けられ、契約も 1 件 1 件テ일러メイドで作成されます。LBO ローンにおいては、財務コベナントの指標に応じて金利（スプレッド）が変動するメカニズム（いわゆるプライシング・グリッド）が取り入れられる例も多く、SPTs の達成状況に応じて金利を変動させる SLL と親和性があると言えます。LBO ローンが SLL として組成される場合、SLL の必須要素である KPI や SPTs 達成状況のレポートなど、モニタリングの一項目となります。LBO ローンにおける詳細な契約を作り込む実務は、上記Ⅲ.2.に記載した国内実務の現状に一石を投じる可能性も否定できません。

LBO の担い手としての PE ファンドは、顧客である投資家（多くは金融機関）から出資を募るために、投資先におけるサステナビリティに関する取組みを意識する必要性が増しています。また、投資案件のエグジット（IPO など）を考慮に入れた場合も、投資対象企業のサステナビリティ経営は重要と言えます<sup>10</sup>。このように、LBO ローンにサステナブルファイナンスの要素を含める取組みは、今後も増加することが予想されます。

## 3. 多様化への期待

サステナブルファイナンスは、様々な資金調達ニーズ・投資家ニーズに応えるべく、商品の多様化が期待されています。たとえば「金融庁サステナブルファイナンス有識

<sup>9</sup> PE ファンドは、安定したキャッシュフローを生み出す企業を投資対象とし、対象会社の支配権を取得する手法により投資を行う投資主体であり、基本的に非公開会社（又は上場企業の非公開化）を対象に投資します。主に組合形式のファンドを組成して顧客である投資家から出資を募り、当該資金や LBO ローンの借入金等を原資として投資対象企業の支配権を取得し、投資対象企業の経営に関与することでその企業価値を高め、IPO や第三者への売却によりエグジットして、利益をあげるというビジネスモデルをとります。

<sup>10</sup> 近時は、中小企業を中心とした後継者不足が課題の事業承継案件について、PE ファンドが受け皿となる例も多く見られます。中小企業にとって単独では取組みのハードルが高いサステナビリティ経営も、PE ファンドや LBO レンダーによるサポートを得ることで実現しやすくなるという、副次的な効果も期待されます。

## BANKING / STRUCTURED FINANCE / SUSTAINABILITY BULLETIN

者会議第三次報告書<sup>11</sup>においても、「再エネ等へのGX投資は、初期所要額が大きく回収までに時間を要する等の事情から民間金融機関による単独融資に止まらず、プロジェクトファイナンスや証券化、ブレンデッド・ファイナンス等の様々なスキームを案件に応じて適切に活用していくことが必要」との記載が見られます<sup>12</sup>。今後は個性の高い取組み、ストラクチャードファイナンスの手法を用いた取引などの増加も予想されますが、多数の関係者が関与したりスキームが複雑になる場合、先行事例における問題意識に対し、より丁寧に対処していくことが求められるようになると考えられます。

## セミナー情報

- セミナー [『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）第5回「人権×訴訟」』](#)  
視聴期間 2023年6月21日（水）～2023年10月31日（火）  
講師 田中 亜樹、石田 祐一郎、石河 有彩  
主催 森・濱田松本法律事務所  
【お申込みに関して】  
会員制ポータルサイト「[MHMマイページ](#)」にて受け付けております。  
※ MHMマイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。
  
- セミナー 『SPCを利用した市街地再開発事業における法的実務と留意点～難解な市街地再開発事業の概要とSPC利用の実務上ポイント～』  
開催日時 2023年7月10日（月）13:30～15:30  
講師 内津 冬樹  
主催 JPI（日本計画研究所）
  
- セミナー 『第5266回金融ファクシミリ新聞社セミナー「買収ファイナンスの基礎と実務上のポイント～レンダー及びスポンサーの双方の観点から解説～」』  
開催日時 2023年7月20日（木）9:30～12:00  
講師 末廣 裕亮  
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

<sup>11</sup> 2023年6月30日公表（金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230630.html>）。

<sup>12</sup> 資本市場における資金調達に関しても、「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」（2023年6月27日公表。金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230627.html>）において、「商品性という観点からは、従来から発行されてきたラベル付き債券に加えて、資本性のあるESG商品の幅を広げていくことが重要である。例えば、社債型優先株式や転換社債、劣後債等についてラベル付きものを発行し、資金調達を行っていくことが考えられる。投資家にとっても、普通株式は用途を限定できないため、これらのラベル付きハイブリッド証券等に一定のニーズがあるものと考えられる。」という記載があり、商品の多様化についての必要性が強調されています。

## BANKING / STRUCTURED FINANCE / SUSTAINABILITY BULLETIN

- セミナー 『第 5166 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「海外型シンジケートローン契約の実務と留意点～LMA 雛型の解説を中心に、担保・保証の留意点やメザニンファイナンスまで～」』

開催日時 2023 年 7 月 24 日（月）13:30～15:30

講師 白川 佳

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『第 5186 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担の押さえておくべきポイント～」』

開催日時 2023 年 8 月 29 日（火）13:30～16:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『「なぜ今 カーボン・クレジットなのか」カーボン・クレジットの創出、活用、取引に関する実務上の留意点～カーボン・クレジット取引の最新動向 供給・需要の両側面から解説～』

開催日時 2023 年 9 月 26 日（火）13:30～15:30

講師 鮫島 裕貴

主催 JPI（日本計画研究所）

### 文献情報

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Real Estate 2023 - Japan Chapter」

掲載誌 Chambers Global Practice Guides Real Estate 2023

著者 小澤 絵里子、石川 直樹、蓮本 哲、内津 冬樹（共著）
- 論文 「〈論説〉金融機関の気候変動対応とファイナンスド・エミッション」

掲載誌 金融法務事情 No.2209

著者 森 勇貴
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2023 - Japan Chapter」

掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2023

著者 末廣 裕亮



## BANKING / STRUCTURED FINANCE / SUSTAINABILITY BULLETIN

- 論文 「Getting The Deal Through - Loans & Secured Financing 2024 - Japan Chapter」
- 掲載誌 Getting The Deal Through - Loans & Secured Financing
- 著者 青山 大樹、松田 悠希（共著）

### NEWS

- 札幌オフィス開設のお知らせ

今般、当事務所は、札幌オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、北海道の案件につきましても、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このようなご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、北海道札幌市に新たな拠点を設けることといたしました。

札幌オフィスには、M&A、会社法関連業務、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

札幌オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタオフィス及び2023年秋の業務開始を予定しておりますニューヨークオフィス）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

札幌オフィスの開設については、開設に必要な諸手続を経た上、2023年9月又は10月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

## BANKING / STRUCTURED FINANCE / SUSTAINABILITY BULLETIN

- ALB Japan Law Awards 2023 にて受賞しました  
トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) による ALB Japan Law Awards 2023 において、当事務所は以下のカテゴリにて受賞しました。

### LAW FIRM CATEGORIES

- Japan Law Firm of the Year
- Japan Deal Firm of the Year
- Banking and Financial Services Law Firm of the Year
- Capital Markets Law Firm of the Year
- Investment Fund Law Firm of the Year
- Regulatory and Compliance Law Firm of the Year
- Restructuring and Insolvency Law Firm of the Year
- Technology, Media and Telecommunications Law Firm of the Year

### DEAL CATEGORIES

- Debt Market Deal of the Year
  - Bain Capital's Tender Offer for Hitachi Metals
- Equity Market Deal of the Year
  - SBI Sumishin Net Bank's Global IPO
- M&A Deal of the Year (Premium)
  - KKR Acquisition of Mitsubishi Corp UBS Realty
- Technology, Media and Telecommunications Deal of the Year
  - Hitachi Disposition of Hitachi Metals

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com